

あおぞら DC 定期預金規定

1. (預入取扱)

あおぞら DC 定期預金(以下「この預金」といいます。)は、当行所定の手続きにより、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度における資産管理機関(以下「預金者」といいます。)がお預け入れするスーパー定期預金としてお取り扱いいたします。

2. (預入期間)

この預金の預入期間は1年、3年または5年のうち当行所定の期間とします。

3. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に前回と同一の期間(1年、3年または5年)のあおぞら DC 定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。後記 5. (3)において同じです。)から満期日の前日までの日数および当行所定の利率(継続後の預金については前記 3. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) この預金を後記 6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%
 - B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×50%
 - d. 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×70%
 - f. 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×90%
 - C. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
 - b. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×30%
 - c. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×40%
 - d. 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×50%
 - e. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×60%
 - f. 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×70%
 - g. 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - h. 4年以上5年未満 約定利率×90%
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (一部解約)

- (1) この預金は、満期日前に元金の一部につき解約することができます。
- (2) 前記(1)により一部解約する場合、その利息は、前記4.(2)に準じて計算し、解約元金とともに支払います。
- (3) 一部解約後の残余の預金についての利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法により計算し、満期日に元金に組入れて継続します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約(一部解約を含む。以下同じです。)するときは、確定拠出年金法による運営管理業務の遂行に関して、記録関連運営管理機関、預金者(資産管理機関)および当行(商品提供機関)の間で別途合意した通知方法(以下「所定の通知方法」といいます。)により、当行に送信して申し出てください。
- (3) 預金者は、前記(2)によるほか、当行が必要と認めた場合には、別途合意した方法により、この預金の解約を当行に申し出ることもできます。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (免責条項)

- (1) 解約その他の通知等を受信し、所定の通知方法に適合するものと認めて取扱いしましたうえは、当該通知等につき虚偽、改ざん、誤謬、脱漏その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、預金者への交付もしくはその他相当の方法で預金者に通知し、または当行ホームページへの掲載もしくはその他

相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、通知の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

実施日：2020年3月16日